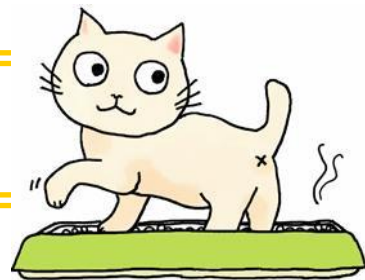


猫の適正飼育を心がけましょう

①愛情をもって終生世話をしましょう

飼い猫は、家族の一員として、亡くなるその日まで終生世話しましょう。



②名札やマイクロチップで飼い主を明示しましょう

名札やマイクロチップを付けておくと、万が一いなくなったときに、家族のもとに帰ることができます。マイクロチップを付けたときは、次の機関に登録しましょう。

→環境大臣指定登録機関：公益社団法人 日本獣医師会 電話：03-6384-5320



③不妊・去勢手術を受けさせましょう

不幸な子猫をつくらないように手術しましょう。病気の予防にもなります。

④室内飼いを心がけましょう

ねこは生活するためのスペースをそれほど必要としません。

交通事故や、伝染病を防ぐことができます。ご近所に迷惑をかけることもありません。



⑤野良猫への無責任な餌やりはやめましょう

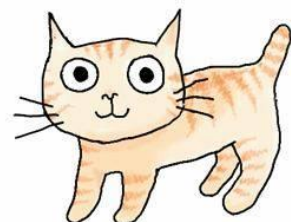
餌を置きっぱなしにすることで、どんどん猫が寄って来て、糞害などの要因になります。
(場合によっては野良犬も猫の餌を食べに来ます。)

屋外では、餌の管理・猫のトイレの設置・不妊去勢手術の実施等を行うよう心がけましょう。

※猫を捨てたり、虐待すると、動物の愛護及び管理に関する法律違反で1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

※倉敷市には、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成制度」があります。制度利用には、事前相談が必要です。

お問い合わせ・ご相談先：倉敷市保健所動物管理係 TEL 434-9829



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。